

岩手県東日本大震災津波復興計画

復興基本計画

**～いのちを守り 海と大地と共に生きる
ふるさと岩手・三陸の創造～**

平成 23 年 8 月

岩 手 県

「暮らし」の再建

IV 地域コミュニティ

■ 基本的考え方

従前の住民相互のコミュニケーションを維持するとともに、地域の結束力が更に強まるよう、復旧・復興段階に応じた地域コミュニティ活動の環境を整える。

さらに、全ての人が安心して地域で生活できるよう、高齢者や障がい者を住民相互で支え合う等の「福祉のまちづくり」の観点も取り入れながら、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組を支援する。

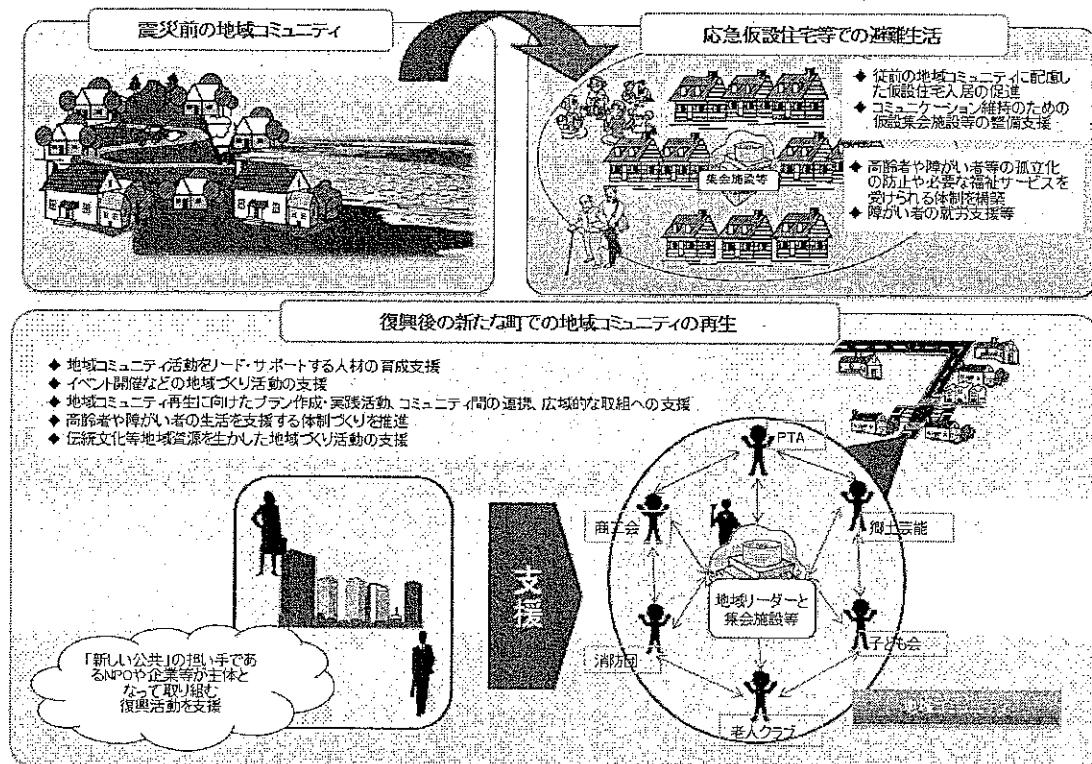
また、被災地域等の住民、NPO、企業など「新しい公共」の担い手が主役となって市町村と協働して進める復興のまちづくりを支援する。

取組項目① 地域コミュニティの再生・活性化

概要

被災地域の自立的復興を促進するための地域コミュニティの再生・活性化に向けた取組の支援や、福祉コミュニティを確立するための体制づくり、地域の結束力の強化に向けた郷土芸能や文化活動を支援。

◆ 地域コミュニティの再生・活性化策



➤ 緊急的な取組

- ・ 地域コミュニティに配慮した仮設住宅入居の促進とコミュニケーション維持のための仮設集会施設等の整備支援
- ・ 応急仮設住宅等における高齢者や障がい者等の孤立化の防止や必要な福祉サービスを受けられる体制を構築

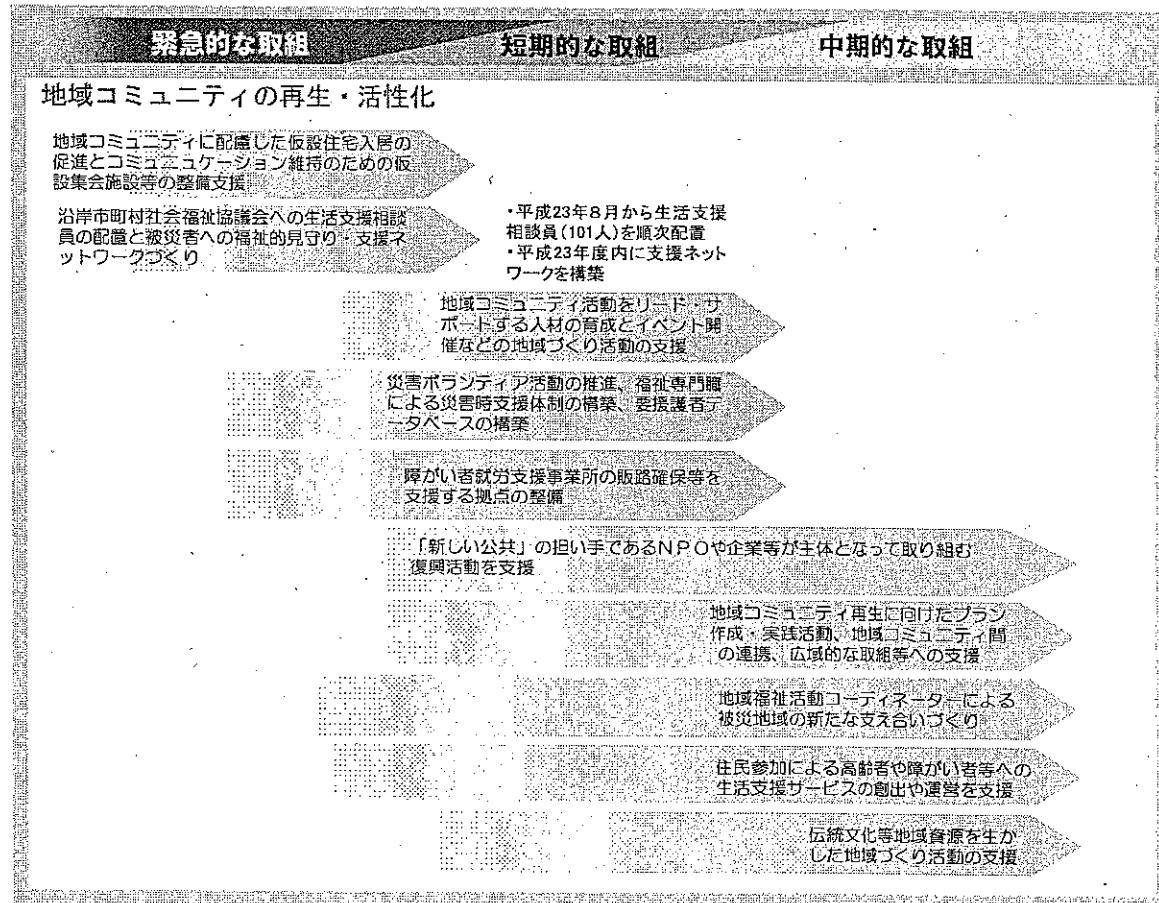
➤ 短期的な取組

- ・ 地域コミュニティ活動をリード・サポートする人材の育成とイベント開催などの地域づくり活動の支援
- ・ 「新しい公共」の担い手であるNPOや企業等が主体となって取り組む復興活動を支援
- ・ 伝統文化等地域資源を活かした地域づくり活動の支援
- ・ 高齢者や障がい者等の要援護者に対する災害時支援体制づくりの推進
- ・ 障がい者が地域で生活できる環境づくりを支援するため、障がい者の就労を支援

➤ 中期的な取組

- ・ 地域コミュニティ再生に向けたプラン作成・実践活動、コミュニティ間の連携、広域的な取組等への支援
- ・ 被災地域の全ての住民が安心して生活できるようにするために、住民等の主体的な参画により地域全体で高齢者や障がい者等の要援護者の生活を支援する体制づくりを推進

復興への歩み



岩手県東日本大震災津波復興計画

復興実施計画

第1期 (平成23年度～平成25年度)

平成23年8月

岩 手 県

取組項目 地域コミュニティの再生・活性化

No.23 (仮称) 新しい公共による地域コミュニティ支援事業**▶ 事業目的**

被災者の「暮らし」の再建や被災地の復興に向けた様々な課題に対応するためには、地域コミュニティの力を最大限発揮できるようにすることが必要である。

一方で、発災直後から国内外から多くのボランティアが被災地に赴き、被災市町村、被災住民と連携した復旧・復興活動を行っており、NPO、企業、市町村等、多様な活動主体による「新しい公共」が果たす役割が非常に大きくなっている。

このようなことから、応急仮設住宅などの避難先において住民相互のコミュニケーションを活性化させる取組や従前の地域コミュニティを維持するための取組、さらには「新しい公共」による地域コミュニティの再生・活性化に向けた取組を強力に支援。

▶ 事業主体

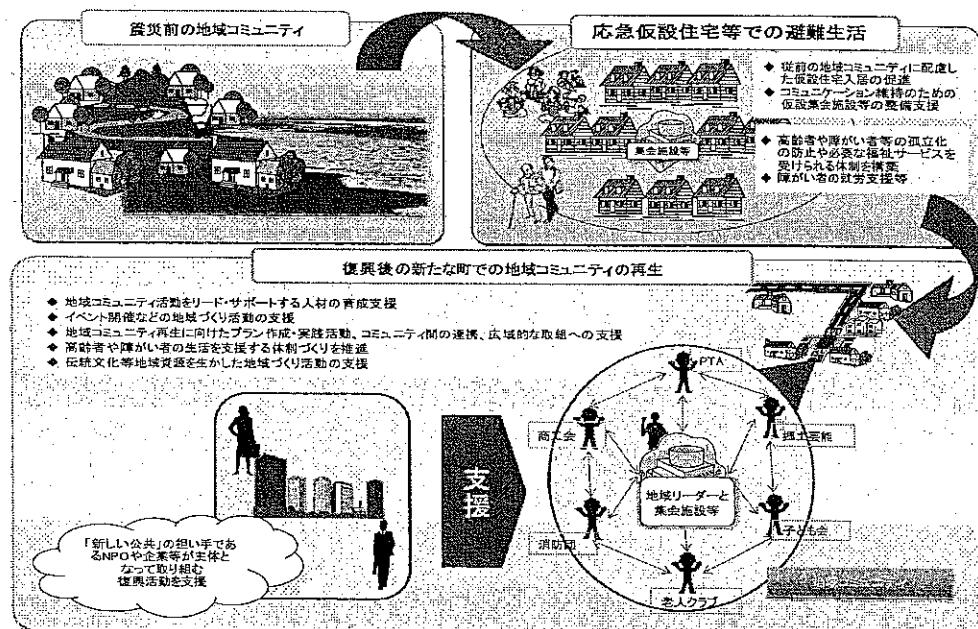
県、市町村、NPO・企業等

▶ 事業概要

- (1) 被災地のコミュニティ復興に向けた集落や自治会の地域づくり活動、コミュニティ維持のための集会施設の修繕や再整備に対して補助金を交付
- (2) NPO、企業など「新しい公共」の担い手が、行政などと協働・連携して地域課題の解決にあたり民間非営利組織が実施するモデル事業のうち、震災から復旧・復興に向けた取組に対し補助するとともに、NPO等の活動基盤の整備を行うための事業を実施

▶ 実施期間

平成22年度～

▶ 地域コミュニティの再生・活性化策

いわて県民計画

ゆたかさ・つながり・ひと
~いっしょに育む「希望郷いわて」~

(案)

第2期アクションプラン [政策編]
平成 23 年度（2011 年度）～平成 26 年度（2014 年度）

岩 手 県

多様な市民活動の促進

1 みんなで目指す姿

安心して、心豊かに暮らせる地域社会をつくるために、県民、NPO、企業などの「新しい公共※1」を担う様々な主体が幅広く参画・協働した、多様な市民活動が行われています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値 (H23)	年度目標値 (H24)	年度目標値 (H25)	計画目標値 (H26)
◎NPO法人数（累計）	349 法人	365 法人	383 法人	401 法人	419 法人
【目標値の考え方】					
平成 20～22 年度の NPO 法人数の伸び率が、目標年次まで継続することを目指すもの。					

現状

- 東日本大震災津波の被災地において、県民、NPO、企業などの多様な主体による自発的な救援・復旧・復興活動等が活発に行われています。
- 復興活動をはじめ、保健・福祉活動やまちづくりなど、地域における諸課題の解決に向けて、多様な主体が協働した取組が増えています。
- 平成 21 年度に県が実施した NPO 法人の活動状況等に関するアンケート調査において、活動資金の不足が課題であると回答した法人の割合が 56.7% であるなど、運営基盤が不安定な NPO が多く見受けられます。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

多様な主体が地域課題を解決するために協働して取り組む「新しい公共」の拡大と定着に向け、県民等に対する情報提供の充実を図るとともに、「新しい公共」の取組を支援する仕組みを構築します。

また、市民活動を促進する人材の育成や運営基盤強化に向けた取組など、NPO の持続的な活動を支援します。

主な取組内容

- ① 「新しい公共」の拡大と定着に向けた普及啓発・仕組みづくり
 - ・ 復興活動をはじめとした市民活動についての情報収集、情報発信などにより、県民の市民活動への参画を促進します。
 - ・ 「新しい公共」の取組を支援する仕組みを作り、多様な主体による復興活動等を推進するとともに、各種団体間の連携を強化します。
- ② 「新しい公共」を担う NPO への支援機能の充実
 - ・ NPO が持続的に活動できるよう、市民活動をリード・サポートする人材を育成するとともに、安定した活動資金を確保するためのノウハウの取得や、寄附金等による NPO への助成の仕組みの構築等、組織運営力向上に向けた支援を行います。

3 取組に当たっての協働と役割分担

県民一人ひとりが主体的に市民活動に参画するとともに、「新しい公共」の担い手の中心となるNPOは、多様な市民活動の推進や、他の主体との連携を踏まえた取組を行います。また、企業は市民活動への参画や支援を行うとともに、従業員が参加しやすい環境整備を行います。

市町村は市民活動への支援に加え、地域社会を構成する多様な主体と共に支え合いながら行う、地域の課題解決に向けた取組を行います。

県においては、市民活動を促進するための情報提供を行うとともに、NPOの自立的活動を後押しし、市民活動が促進されるよう支援します。

県以外 の主体	(県民)	(NPO)
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動への参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な市民活動の実践 ・他団体との連携や、県民や企業に対する参画の呼びかけ ・人材の育成 ・信頼性向上のための情報開示
(企業)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の一員としての市民活動への参画 ・市民活動を行う県民、NPOへの支援 ・従業員が市民活動に参加しやすい環境づくり 	(市町村)
県	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」の拡大と定着に向けた普及・啓発 ・多様な主体と協働して実施する「新しい公共」の推進 ・市町村が行う官民協働の取組への支援 ・NPOの持続的な活動に向けた支援 ・専門的な人材の育成 	

関連する計画

- ・社会貢献活動の支援に関する指針（計画期間 平成10年度～）

※1 新しい公共

「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。